

甲議第7号

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月23日提出

甲府市議会議長 兵 道 顕 司 様

提出者	甲府市議会議員	廣 瀬 集 一
賛成者	甲府市議会議員	長 沢 達 也
〃	〃	坂 本 信 康
〃	〃	小 澤 浩
〃	〃	深 沢 健 吾
〃	〃	鮫 田 光 一
〃	〃	輿 石 修
〃	〃	小 沢 宏 至
〃	〃	寺 田 義 彦
〃	〃	中 村 明 彦
〃	〃	清 水 英 知
〃	〃	山 田 弘 之

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲府市議会委員会条例（平成3年6月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「（委員会の公開等）」に改め、同条第1項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「原則として、これを公開する」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月12日から施行する。

提案理由

甲府市議会基本条例の制定に伴い、委員会の公開等に関する規定を整備するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。